

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例案に関する意見決定の件

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき提示すべき意見について、令和3年10月29日に教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和3年11月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例案に関する意見

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例の制定については、異議ありません。

令和3年10月29日

西宮市教育委員会

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例

西宮市立青少年育成センター条例（昭和59年西宮市条例第33号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

補導活動推進体制の見直しなどにより、青少年育成センターが所管する事業を教育委員会事務局へ移管することに伴い、青少年育成センターを廃止するため。

令和3年10月18日

(2021年)

西宮市教育委員会

教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例案に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条に基づき、西宮市立青少年育成センター条例を廃止する条例案を作成するにあたり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。